

# 農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 55 —



令和6年3月  
編集・発行/  
白子町農業委員会

## 農業委員として3年間を振り返って

白子町農業委員会会長 御園 弥



私たちの任期も令和6年3月で3年間の任期が終わろうとしています。この3年間の間に、農業を取り巻く環境は地球温暖化の影響による自然災害や世界情勢の急激な変動からエネルギー、肥料、飼料など様々な物価高騰が農業経営に重い負担となっています。本町におきましても、農業従事者の高齢化や後継者不足等による営農継続や耕作放棄地の増加が懸念されています。

こうした中、私ども農業委員会では、これらの課題を少しでも解決を図るため農地法等に基づく農地転用等の業務の適正な遂行に加え、遊休農地解消に向けたパトロール、人・農地プランへの取り組み等、農業委員と推進委員が連携して活動してまいりました。また、一昨年改正された「農業経営基盤強化促進法」により、地域における10年後の将来方針となる「地域計画」の策定に取り組んでいるところであります。この地域計画のうち、目標地区の素案作成が農業委員会の新たな業務となり、ますます重要な役割を担うことになりました。改めて農業委員会の期待の大きさを感じています。

このような様々な取り組みを進めても課題は多くありますが、先祖代々受け継いできた農地を農地として守り、次世代の担い手に引き継ぐため、この3年間、委員の皆様のご協力の下、活動できた事と、地域の皆様方のご協力に感謝申し上げます、ご挨拶とします。

## 相続登記の申請が義務化されます！

令和3年4月、「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が成立し、令和6年4月1日から相続登記が義務化される制度がスタートされます。農地についても対象です。

### Q1 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の障害など、社会問題になっています。

この問題の解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

### Q2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記することが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

## 地域計画の策定に向けて座談会を開催しています

### 「地域計画」とは

将来（10年後）、地域農業をどうしていくか、大切な農地をどう守り、次の世代につないでいくかを農業関係者等（農業者、農業委員・農地利用最適化推進委員、白子町）で話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする計画のことです。

- 高齢化や人口減少の本格化により農業者の大幅な減少や耕作放棄地の拡大が危機的状況となることが懸念されたため、国は令和4年5月に農業経営基盤強化促進法を一部改正し、これまでの「人・農地プラン※」を「地域計画」として法定化しました。これに伴い、各市町村では令和7年3月末までに「地域計画」を策定することになりました。
- 今回、地域計画策定にあたり、令和5年11月から地区ごとに座談会を開催しております。農業委員会は地域計画の策定にあたり、「目標地区の素案」を作成し、町に提供します。座談会では、現在の耕作状況や農業者の意向を踏まえて、地域の農地を誰がどう利用していくかを整理し、10年後を見据えた地域の意向として反映して行きます。これが「目標地区の素案」となります。
- 地域座談会は、町内13地区で地域の中心的な農業者の方々、農地所有者、農業委員会、町等が出席し話し合いを行っております。引き続き、地域の皆様のご協力をお願いします。

※…人・農地プランとは、地区の農業者の話し合いで、地区における中心的な農業者（中心経営体）や将来の農業のあり方などを明確化して市町村が公表するもので、平成24年に制度が開始された。

### 地域座談会の様子



農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475（33）2115